

講義名	権利擁護と成年後見制度		
科目区分	学部専門科目		
担当教員	藤井 啓吾		
開講期・曜日・時限	後期 月曜日 4時限		
履修開始年次	1年生	単位数	2
		講義コード	14013

主題と概要

次のような「ねらい」のもとに、社会福祉士養成のための新カリキュラムにおける履修科目の一つである「権利擁護と成年後見制度」において履修すべき内容について学ぶ。

- ・相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。
- ・相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。
- ・成年後見制度の実際について理解する。
- ・社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。

到達目標

- ・本科目の「ねらい」とされる事項を理解し、それぞれの項目について概要を説明することができる。
- ・現代社会において生じる様々な社会問題について、「権利擁護」の観点から見た問題点を指摘することができる。

提出課題

各回(原則)の授業において提示する課題に対する答案の提出を求める。各回の講義内容を復習しつつ課題の答案を作成し、次回の授業の開始前に答案を提出すること。

評価の基準

期中の評価の比重を40%、期末の評価の比重を60%とし、課題の難易度等によりこの比率に実質的な変動を来たすことのないよう、それぞれを素点ではなく偏差値の積み上げによって評価する。

期中の評価は、各回(原則)の授業において提示する課題に対する答案、授業に関する質問などの内容や提出状況を総合的に評価して行う。授業に欠席した場合でも、当日実施した課題に対する解答などを、授業期間中であれば後日提出することを認めるが、当然、相応の減点を行うので留意すること。期末には、期末試験を実施する。

合格最低ラインは絶対評価とし、この科目で習得すべきと考える最低限の内容すら習得しえていないと判断される者は不合格とする。したがって、期中の評価にかかわらず、期末試験の成績が相応の水準に達していない場合は不合格とすることもあるので注意すること。合格者内の評価は原則として相対評価とし、概ね、
A : A : B : C = 1 : 2 : 3 : 3の比率で評価を行う。

履修にあたっての注意・助言他

受講者への連絡、資料の配布などは、授業時間内に行う。これに加え、Ryuka Portal に掲示するので、特に授業を欠席した場合は、これを参照しておくこと。また、このシラバスの記載事項に対する補足・改訂もこれを通じて行うことがあるので、登録前に参照しておくこと。

受講者や教室の状況によっては、座席指定を実施することがある。その場合は、指定された座席に着席して受講すること。

教科書

.使用しない。

プリント資料及び参考文献

各回の授業に際しプリントを配布する。なお、過去に配布したプリントを授業中に参照することがあるので、散逸しないようにファイルし、授業に際して必ず持参すること。

授業計画

- 1 相談援助活動と法
- 2 相談援助活動と法
- 3 相談援助活動と法
- 4 相談援助活動と法
- 5 相談援助活動と法
- 6 成年後見制度の概要 - 制限行為能力者制度の趣旨と目的
- 7 成年後見制度の概要 - 成年後見
- 8 成年後見制度の概要 - 補佐・補助
- 9 成年後見制度の概要 - 任意後見契約
- 10 日常生活自立支援制度について
- 11 成年後見制度利用支援事業について
- 12 権利擁護に関わる組織・団体の役割と実際 - 権利擁護に関わる組織・団体
- 13 権利擁護に関わる組織・団体の役割と実際 - 社会福祉士と権利擁護活動
- 14 権利擁護活動の実際
- 15 権利擁護活動の実際

予習・復習

予習：各回の授業で取り上げる課題を事前に示すので、課題の内容をよく理解し、自分なりの答えを用意して授業に臨むこと。なお、予習の際に用意した解答を事前に提出してもらうことがあるので、指示に従って提出すること。

復習：授業では、課題に対して解答を導くために必要とされる法令やその解釈、法令に基づく諸制度などについて解説を行うので、それらの解説や、解説に基づき自ら考えたことなどを振り返り、課題に対する答案の形でまとめること。

予習・復習に対する時間配分は、1回の授業につき、予習1時間、復習3時間を目標とすること。

備考